

(1) 省エネ基準への適合性評価ルート合理化について

省エネ基準に係る評価ルートの合理化

現状

- 令和元年の建築物省エネ法改正による評価・説明義務制度の創設や届出制度における審査手続きの合理化に伴い、これらの手続きに用いるルートとして簡素な手法を整備してきたところ。他方で、これらのルートはBELSや住宅性能評価に適用できないことから活用されていない。
- 2025年度以降の省エネ基準への適合義務化を見据え、住宅に係る仕様基準の合理化（構造・建て方別の基準設定・開口部比率の廃止等）を行うとともに、2030年度以降新築される住宅についてZEH水準の省エネ性能確保を目指すこととされたことを踏まえ、当該省エネ性能への適合を簡素に確認できる誘導仕様基準を新設したところ(令和4年11月)。
- 住宅の仕様基準では、外皮の仕様基準と設備の仕様基準をセットで使用することが想定されており、外皮の仕様基準のみを使用し、設備を計算ルートにより確認することは想定されていない。
- 気候風土適応住宅について、計算ルートにおける一次エネルギー消費性能の算定には当該住宅の外皮性能が必要。
- 非住宅の省エネ評価については、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて、標準入力法・モデル建物法に加えて300㎡未満のみに適用可能な小規模版モデル建物法を設けている（モデル建物法の入力項目を更に限定）。

省エネ基準に係る評価ルートの合理化

課題

- 適合義務の対象拡大に伴い、円滑施行に向けて設計側・審査側における習熟・体制強化を図る必要がある。
- 多数の評価ルートが混在する現状では、設計側・審査側において、各ルートに対応した知識の習熟が必要となるが、下記のような課題が想定されるところ。
 - 設計側：微妙な違いを有する複数の評価ルートがあることで省エネ基準・評価の全体像が分かりにくくなっており、必ずしも取り組みやすさにはつなげていない場合もある。各制度への使用可否に応じ使い分けの判断を求められる。
 - 審査側：必ずしも現状において申請件数が多くないルートを含めて審査の対応を求められることで、結果として円滑な省エネ基準への適合確認に支障が生じる。
- 現在の評価ルートの中には、説明義務制度に対応するために創設したものなど、省エネ適判での活用を前提としていないものもあるため、全面適合義務化を見据え整理する必要がある。
- 仕様基準の対象となっていない設備を設置する場合は、計算ルートによる確認が必要となるが、現状では外皮の仕様基準を適用する場合、外皮と設備の仕様基準をセットで適用する場合に限定される。
- 気候風土適応住宅について、伝統的構法による住宅であることから、当該住宅の外皮性能が不明確な場合もある。
- 非住宅の省エネ評価についても、小規模版モデル建物法は説明義務制度に対応するために創設されたものであり、省エネ適判での活用を前提としていないため、全面適合義務化を見据え整理する必要がある。

省エネ基準に係る評価ルートの合理化 見直し案

見直し方針案

- 住宅の省エネ基準への適合性の評価方法について、2025年度からの省エネ基準適合の全面義務化に併せ、全体として精緻な評価ルートは「標準計算」、簡易な評価ルートは「仕様基準（誘導仕様基準を含む）」という二本柱を軸に評価ルートを再構成する。
 - ①仕様基準の簡素合理化（構造・建て方別の基準設定、開口部比率の廃止）、誘導仕様基準の新設を行う（2022年11月措置済み）。
 - ②外皮：仕様基準（誘導仕様基準を含む） + 設備：エネルギー消費性能計算プログラムでの評価を行うルートを新たに開設する。
※住宅トップランナー制度における報告や、BELS、住宅性能評価でも本ルートを活用可能とする。
 - ③簡易な評価ルート（モデル住宅法、フロア入力法、当該住宅の外皮面積を用いない外皮評価、エネルギー消費性能プログラムの特定建築主基準版、簡易入力画面）については、届出義務制度・説明義務制度の廃止及び①、②の措置を踏まえて廃止する。
 - ④気候風土適応住宅対応版について、一次エネルギー基準への適否確認で用いる外皮性能は既定値（省エネ基準の水準）とする（詳細は資料6で説明）。
当該取扱いを踏まえ、エネルギー消費性能計算プログラムの気候風土適応住宅版は廃止する。
- 非住宅の省エネ基準への適合性の評価方法について、これまでの蓄積を踏まえ、省エネ性能の向上の取組を反映できるよう、小規模モデル建物法はモデル建物法に統合する。この際、300㎡未満の非住宅（＝現行の小規模版モデル建物法の規模に対応）については、現行の小規模版モデル建物法よりも入力項目を一部充実させた簡易入力画面を整備することとする。

省エネ基準に係る評価ルートの合理化 見直し案

【外皮基準に係る評価ルート（住宅）】

 :今回見直しする評価ルート

評価方法		根拠	特徴	現在の適用範囲等の留意点、見直しの方向性（案）	
①	WEB プロ	外皮面積を用いる	基準省令第1条第2号イ（1）	通常版	—
②		外皮面積を用いない ※1	基準省令第1条第2号ただし書き	外皮面積の入力不要	省エネ基準への適合確認を前提とした安全側の評価 →外皮：仕様基準 × 一次エネ：計算ルートの開設に伴い、 ①に統合・廃止
③		フロア入力法 ※2	基準省令第1条第2号イ（2）	共同住宅における住戸形状の平均化・最不利値での計算	届出義務・説明義務制度等においてのみ使用可能（届出における活用実績は僅少） →外皮：仕様基準 × 一次エネ：計算ルートの開設に伴い、 ①に統合・廃止
④	モデル住宅法（簡易計算シート）※1		基準省令第1条第2号イ（2）	モデル住宅に当てはめて手計算	届出義務・説明義務制度等においてのみ使用可能 →外皮：仕様基準 × 一次エネ：計算ルートの開設に伴い廃止
⑤	仕様基準		基準省令第1条第2号イ（3）	部位の仕様への適合	外皮：仕様基準 × 一次エネ：計算ルートを開設
⑥	誘導仕様基準		基準省令第10条第2号イ（2）	部位の仕様への適合	外皮：誘導仕様基準 × 一次エネ：計算ルートを開設
⑦	気候風土適応住宅（適用除外）		基準省令附則第2項	外皮基準は適用除外	—

※1：戸建て住宅に限る ※2：共同住宅に限る

【一次エネルギー消費量基準に係る評価ルート（住宅）】

評価方法		根拠	特徴	現在の適用範囲等の留意点、見直しの方向性（案）	
①	WEB プロ	詳細入力画面	基準省令第1条第2号ロ（1）	通常版	—
②		簡易入力画面	基準省令第1条第2号ロ（1）	設備種類を限定	設備を限った確認は⑥仕様基準で対応可能であるため、WEBプログラムとしては①に統合・廃止。
③		特定建築主基準版	基準省令第8条ただし書き	床面積の入力不要	住宅TR報告における活用実績は僅少 →外皮：仕様基準 × 一次エネ：計算ルートの開設に伴い①に統合・廃止
④		気候風土適応住宅版	基準省令第1条第2号ロ（1）算出告示附則第2項	基準一次エネ算定に用いる外皮性能を当該住宅の外皮性能とする	外皮性能をデフォルト値での算定に変更 →通常版で対応可能となるため、①に統合・廃止
⑤	モデル住宅法（簡易計算シート）※1		基準省令第1条第2号ロ（2）	モデル住宅に当てはめて手計算	届出義務・説明義務制度等において使用可能 →外皮：仕様基準 × 一次エネ：計算ルートの開設に伴い廃止
⑥	仕様基準		基準省令第1条第2号ロ（3）	設備の仕様への適合	—
⑦	誘導仕様基準		基準省令第10条第2号ロ（2）	設備の仕様への適合	—

※1：戸建て住宅に限る

省エネ基準に係る評価ルートの合理化 見直し案

【一次エネルギー消費量基準に係る評価ルート（非住宅）】

 :今回見直しする評価ルート

評価方法		根拠	特徴	現在の適用範囲等の留意点、見直しの方向性（案）	
①	WEB プロ	標準入力法	基準省令第1条第1号イ	通常版	—
②		モデル建物法	基準省令第1条第1号ロ	用途毎のモデル建物を用いた簡易な評価方法	小規模非住宅に対応した簡易入力画面を整備
③		小規模版モデル建物法 ※1	基準省令第1条第1号ロ	入力内容を削減したモデル建物法の簡易版	これまでの蓄積を踏まえ省エネ性能向上の取組を反映 →入力項目を充実させた簡易入力画面を整備し、②モデル建物法へ統合・廃止

※1：対象床面積300㎡未満の建物に限る